

平成30年7月豪雨の災害により、被災されたみなさま並びに関係者のみなさまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

お 知 ら せ

平成30年7月豪雨の災害に適用される、無線局免許等に係る特別な手続きについて、次のとおりお知らせします。

平成30年8月6日

(一社)全国陸上無線協会

平成30年7月豪雨による災害において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」について

平成30年7月豪雨による災害について、政府は特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定するとともに、この災害に対し、行政上の権利利益の満了日の延長等の措置を適用するとして政令が7月14日に公布・施行されました。

満了日が延長される具体的な行政上の権利利益、対象地域、対象者及び延長後の満了日については、各省庁が発出する告示により定められることとなっています。

総務省から8月1日付けで告示(総務省告示第275号)が出されましたので、その概要についてお知らせします。

存続期間(有効期間)が延長される許認可等一覧

- 無線局の免許の有効期間の延長
- 無線局の登録の有効期間の延長
- 無線局の再免許の申請期間の延長
- 無線局の再登録の申請期間の延長
- 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請期間の延長
- 工事担任者資格者証の交付の申請期間の延長

*** 延長後の満了日は、平成30年11月30日までとなっています。**

*** 対象地域は、災害救助法が適用された市町村となっています。**

「平成30年7月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について(内閣府(防災担当)第16報)」において、災害救助法が適用された市町村は次のとおりとなっています。

● 災害救助法施行令第1条第1項第1号適用

【岡山県】

小田郡矢掛町

【福岡県】

飯塚市

【島根県】

江津市、邑智郡川本町

【山口県】

岩国市

【愛媛県】

八幡浜市

【広島県】

三次市、庄原市

● 災害救助法施行令第1条第1項第3号適用

【高知県】

幡多郡大月町

● 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

【高知県】

安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村

【鳥取県】

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

【広島県】

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

【岡山県】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町

【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

【兵庫県】

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町

【愛媛県】

今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町

【岐阜県】

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町